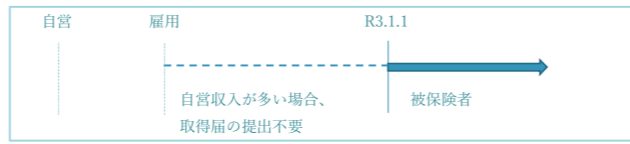




今年から来年に予定されている法改正の内容について必要と思われる部分を取り上げてみましたので、社内の制度等の見直しの参考にしてください。

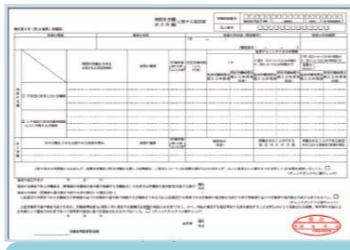
【2021年1月1日改正】

- 従業員の方が自営業を営んでいる場合等であっても、労働条件が雇用保険の適用要件を満たしている場合（1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上雇用の見込みがあること）は、従業員としての収入と自営業等による収入のどちらが多いかに関わりなく、雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要になりました。



【2021年4月1日改正】

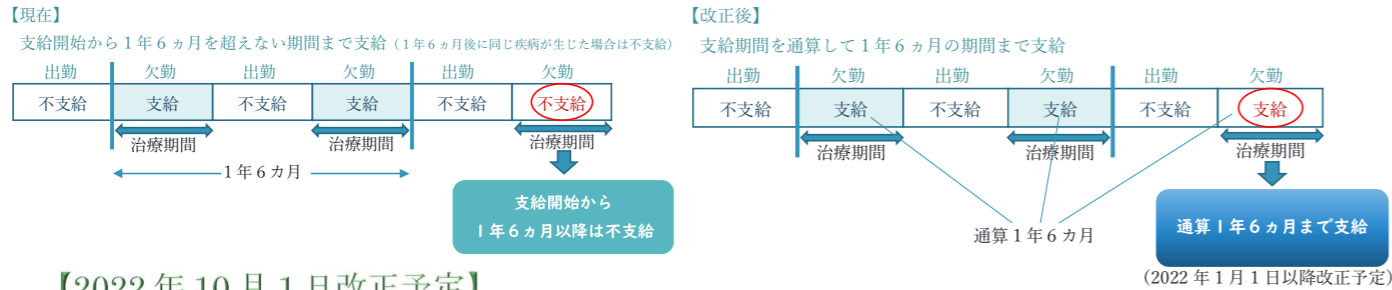
- 同一労働同一賃金法制の中小企業への適用開始【パートタイム・有期雇用労働法】
- 70歳までの就業機会確保（努力義務）【高齢者雇用安定法】
- 企業における「不妊治療と仕事の両立支援」がより一層加速します。
- 金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられました。
- 外国人の国民年金、厚生年金の脱退一時金の支給上限が3年から5年に延びました。
- 会社で36協定届や就業規則（変更）届出を電子申請する際に、電子署名・電子証明書が不要となりました。（3月末から本社一括届出も可能になりました。）



受付印の付いた公文書が発行されます！！

【2022年1月1日改正予定】

- 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法】
傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う予定となっています。



【2022年10月1日改正予定】

- 育児休業中の保険料の免除要件の見直し
短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に関わる保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象となる予定です。→男性の方も育児休業中の保険料が免除されやすい仕組みになります。
- 従業員数101人以上の企業については、パート・アルバイトの方も社会保険に加入しなければなりません。（①週所定20時間以上②月額賃金8.8万円以上③2ヶ月以上の雇用の見込み④学生ではない、①～④の4つ全ての条件に当てはまる方が対象となります。）



※従業員数は「現在の厚生年金保険の適用対象者」の合計

《筆者：山本》

お知らせ

お願い 現在、得喪事務の効率化を図るため、ロボット化を随時進めています。入退社の手続きをご依頼頂く際は、『入退社連絡票』への入力のご協力をお願いいたします。

労働保険料の年度更新

賃金台帳と工事台帳（建設事業）をもとに労働保険料の精算を行いますのでご協力お願い致します。

自然との共生

智恵子抄で有名な安達太良山は、福島県を代表する100名山です。



前日の雪でゴンドラ、ロープウェイなどがすべてストップしてしまっていたので、駐車場から歩き始めました。雪道を登ること3時間ほど。その上は人の気配は全くなく膝まで雪に隠れるような状態でしたので、登頂できず、引き返してきました。5月半ばになったらまた挑戦します。



大好きな安達太良の雪景色をお届けいたします。

わたしのひとこと

コロナ第4波により『緊急事態宣言』が発令され、不要不急の移動、そして、都道府県を跨ぐ移動も慎重にとのことです。昨年ですが、那須山の登り口の駐車場は、朝の6時前に満杯でした。すべてが他県ナンバーの車なのです。他県の皆さんに言いたい。「栃木県に来ないで！」と。5月と言えばゴールデンウィーク。一年間で一番の楽しみの連休なのに、「静かに過ごして」とは・・・これってストレスになりませんか？

ストレスの一番の解消方法は、森林（緑）の中で、綺麗な空気を吸うことだそうです。どんな薬よりも効き目があるということです。（ある有名な医師からのお勧めです。）

確かに、自然の中での山行は心を癒してくれます。1人～2人での人数が効果的です。ゆっくり静かに緑の中で汗をかきますと、心が洗われるようになりますので、これはお勧めです。お金もかからず、ぜいたくな休暇の過ごし方で、心も体力も健康になり、きれいな花にも出会えます。自然との会話を楽しむことで、人生が豊かになるような気がいたします。 鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

